

第 3 次吹田市地域福祉計画の期間延長の骨子案

1 趣旨

地域福祉計画は、地域福祉を推進する施策の方向性を示すものであり、対象者や分野にとらわれず、福祉の観点から人々の生活支援を考えていくために策定される行政計画です。

本市では、平成 28 年(2016 年) 3 月に第 3 次吹田市地域福祉計画（以下「3 次計画」といいます。）を策定しています。

今年度は、3 次計画の計画期間の最終年度であることから、現在、次期計画となる第 4 次吹田市地域福祉計画（以下「4 次計画」といいます。）の策定に向けて取り組んでいるところです。

4 次計画は、策定に係る期間を令和 2 年度(2020 年度) 末までとしていましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、計画策定に係る取組が十分に行えない状況が続いています。また、地域福祉の推進に不可欠である地域福祉活動にも多大な制限が生じています。

このような状況の中、新しい生活様式を踏まえたうえで 4 次計画の策定に係る取組を進めるためには十分な期間を確保する必要があることから、策定に係る期間を 1 年間延長することにしました。

これに伴い、計画期間が途切れることで本市における地域福祉の推進に切れ目が生じることがないように、3 次計画の計画期間を令和 3 年度(2021 年度) 末まで 1 年間延長するものです。

2 変更点

(1) 計画期間の変更

3 次計画について、平成 28 年度（2016 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までの計画期間を、平成 28 年度（2016 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までとします。

(2) その他

変更箇所の詳細については、別紙「現行・改正案対照表」のとおり